

会議名 令和4年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和4年12月16日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 豊島区手数料条例の改正等について 2. その他
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、財政課長、行政経営課長、生活衛生課長、 土木管理課長、建築審査担当課長、マンション担当課長
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 豊島区手数料条例の改正等について

(1) エコまち法及び建築物省エネ法の改正に伴う低炭素建築物認定制度及び性能向上計画認定制度に係る手数料の廃止及び新設（建築審査担当課長）

（資料1）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）に基づく低炭素建築物認定制度及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）に基づく性能向上計画認定制度において、共同住宅における住戸単位での認定が廃止となったため、関連する手数料を削除する。

また、同法に基づく戸建て住宅及び共同住宅の省エネ性能の計算方法として、これまでの標準計算による方法のほか、簡易な評価方法として、各部位・設備の仕様から省エネ性能への適合確認が可能となる方法が新設されたことから、新たな評価方法による認定申請の手数料を新設する。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

・今回の手数料改定は、23区すべてが第1回定例会で上程しているのか。

⇒第4回定例会に上程している場合もあり、区によって異なる。

・エコまち法と省エネ法による審査の評価内容は同じか。

⇒省エネ法は省エネ基準のみの審査となるが、エコまち法は省エネ基準のほか、再生エネルギーの選択的項目の一つ以上適合していなければならない、選択的項目の審査に時間を要する。

(2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う豊島区マンション管理計画認定制度に係る手数料の新設（マンション担当課長）

（資料2）

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」において新たにマンション管理計画認定制度が創設された。この制度は、地方公共団体が管理適正化の推進のための計画を策定した場合に、地方公共団体において一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することができる制度である。豊島区においても、「豊島区マンション管理適正化推進計画」を、令和4年度末を目途に作成することとしており、令和5年度より「豊島区マンション管理計画認定制度」の運用を開始する。このため、マンション管理計画の認定にかかる手数料を新設する。

⇒改正案について承認した。

2 その他

なし

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和5年第1回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。
提出された資料等	<p>資料1（1－（1）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 説明資料【建築審査担当課長】 ② 新旧対照表 ③ 手数料算定根拠 ④ 法改正の概要 <p>資料2（2－（1）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 説明資料【マンション担当課長】 ② 新旧対照表 ③ 手数料算定根拠 ④ 法改正の概要 ⑤ 豊島区マンション管理計画認定制度のスキーム ⑥ 管理計画認定事務にかかる所要時間の目安
その他	なし